

法律科目試験 「民事法系」 問 題

民事法系 1 (配点 160 点)

解答は、2024 年 4 月 1 日現在において施行されている法令に基づいて行うこと。

I 次の事項について、各問 300 字以内で説明しなさい。(2)については、両者の相違点がかかるように説明すること。

- (1) 債権者代位権の制度趣旨
- (2) 親権と未成年後見人の権限

II 次の【設例】を読んで、問 1・2 に答えなさい。なお、問 1・2 はそれぞれ独立した問題である。

【設例】

- 1 A は、2015 年 4 月 20 日に、B との間で、名古屋市千種区にある、2000 年 3 月頃から自らが所有し使用してきた甲土地を贈与する旨の契約を締結した。この契約において、甲土地の引渡しは 2015 年 5 月 15 日に行うことが定められたが、登記手続については、費用もかかることから、後日費用の目処がついた段階で行うこととされた。
- 2 B は、上記契約で定められた通り、同年 5 月 15 日に、A から甲土地の引渡しを受け、月極の貸し駐車場として運用することにした。
- 3 それ以後、甲土地は、貸し駐車場として運用されてきた。
- 4 2024 年 6 月頃、甲土地に隣接する乙土地を 1990 年代から所有し、そこに住んでいる C が、乙土地の売却を検討するにあたって甲土地と乙土地との境界を確認したところ、A が甲土地を入手した時から、本来の所有権界を誤解して、乙土地の一部（以下「乙' 区画」という。）を甲土地の一部として扱っており、A から甲土地を譲り受けた B も、そのことを知らず、そのまま乙' 区画にはみ出した形で駐車場を経営していたことが分かった。このような事態になったのは、A が甲土地を入手した時の手違いで、ブロック塀が乙土地側に寄った形で設置され、当時は C もそのことに気付いていなかったからであった。
- 5 現在は 2024 年 10 月である。A から B への甲土地の所有権移転登記手続の話は有耶無耶になってしまい、未だなされていない。なお、甲土地と乙土地との筆界（登記簿上の土地の境目）と本来の所有権界とは一致している。

問1 Cは、Bに対して、乙'区画上の駐車場設備を撤去し、乙'区画を自らに明け渡すよう求めたい。その請求は認められるか、主張の根拠を明らかにしつつ、必要があれば場合分けをしながら論じなさい。

問2 【設例】の事情に加えて、以下のような【追加事情】があったものとする。Dは、Bに対して、乙'区画上の駐車場設備を撤去し、乙'区画を自らに明け渡すよう求めたい。その請求は認められるか、主張の根拠を明らかにしつつ、必要があれば場合分けをしながら論じなさい。

【追加事情】

2024年7月15日、Cは、Dに対して、【設例】中の4の事情を伝えたうえで、乙土地（乙'区画を含む。）を、近傍の不動産価格を考慮して算定された当時の相場より1割ほど安い1000万円で売却し、所有権移転登記手続も済ませた。乙土地のうち、乙'区画以外の部分は、CからDに引き渡されている。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 仲立ちの意義、商法上の仲立人の意義および民事仲立人の意義
- (2) 「悪意又ハ重大ナル過失」(手形法 40 条 3 項)の意義

Ⅳ 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、取締役会設置会社である。甲社の取締役は、Aを含む3人であり、甲社の代表取締役は、Aである。

Aの取締役の任期は、次の定時株主総会(以下「本件総会」という。)の終結の時までである。本件総会において、Aを取締役に選任する決議(以下「本件総会決議」という。)が行われた。本件総会決議の直後に、甲社の取締役会が招集され、当該取締役会には、Aを含む3人の取締役が出席し、当該取締役会の決議(答案において「本件役会決議」ということができる。)によって、Aは、代表取締役に選定された。

その後、本件総会決議の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した。本件総会の終結の時から本件総会決議の取消しの訴えに係る請求を認容する判決の確定の時までの間に、Aは、甲社の代表取締役として、Bとの間で売買契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

甲社とBとの間における本件契約の効力について、説明しなさい。